

## 独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の変更（案）について

### 1. 変更理由

- (1) 漁業災害補償関係業務における漁業共済団体に対する貸付けについては、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）別表 4 において、制度発足当時の金利情勢等を踏まえ、借入れを行うことにより発生する可能性のあった逆ざやを賄える水準として貸付金額の限度（以下「貸付限度」という。）を出資額の 4 倍相当と定めていた。
- (2) しかしながら、全国的な不漁や災害の発生に伴う共済事故の多発により、令和 2 年度以降、信用基金が全国漁業共済組合連合会（以下「漁済連」という。）に再共済金支払資金を貸し付けてきたところ、令和 3 年度には貸付限度を超える貸付けを行う必要が生じた。  
このため、令和 3 年度において、特例として業務方法書の変更を行い、令和 3 年度及び 4 年度に限り、別表 4 の規定にかかわらず、漁済連への貸付限度を 270 億円とした。
- (3) このように今中期目標期間中に緊急避難的な対応が必要となったことを踏まえ、第 5 期中期目標期間の開始に向けて、貸付限度の在り方について検討を行ったところ、
- ① 現行の信用基金の貸付金利の設定は、全銀協日本円 TIBOR レートに一定の上乗せをする方式としていることから、調達金利と貸付金利の逆ざやの発生のおそれは薄れており、逆ざやを賄えるよう、貸付限度を出資額の 4 倍相当とする必要性はなくなった
  - ② 新たな貸付限度は、信用基金内で同様の共済団体への貸付業務を行う農業保険関係業務の規定と並びをとることが自然であると考えられることから、出資額の 4 倍相当とする貸付限度の規定を変更し、共済金又は再共済金の支払に必要な額を貸付限度とすることとする。
- (4) なお、変更後においても、貸付原資の調達のため行う短期借入金の限度額を中期計画及び年度計画に記載することにより、貸付金額総額をコントロールすることが可能となっている。

### 2. 実施予定日

令和 5 年 4 月 1 日